### (役員の選出)

第9条 この会の会長、副会長は構成各班持ち回りで班から候補者を推薦し、総会において選出する。監査役は原則、前々会長及び前会長とする。ただし特別の事由のある場合は前々副会長、前副会長とすることが出来る。班長は構成各班1名とし各班会員の互選による。役員は相互に兼ねることはできない。

## (役員の任期)

第10条 役員の任期は、会長、副会長は2年、監査役は4年、班長は1年とし、再 任を妨げない。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員の任務)

- 第11条 役員は、総会の決議を遵守し、会のために誠意をもって任務を遂行しなければならない。
  - 2 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行するとともに、この 会の会計を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
  - 4 班長は会務を執行し、班を代表して任務をおこなう。
  - 5 監査役は、会の財産および役員の業務執行の状況を監査し、その結果を総会 に報告する。又、その報告をするため必要があると認めるときは、総会の 招集を請求することができる。その他の役員の職務は、別に定める。

# 第4章 会議

# (会議の種類)

- 第12条 この会の会議は次のとおりとし、(1)、(2)は会長が、(3)は班長がこれを招集する。
  - (1)総会 (2)班長会 (3)班会議

### (総会)

- 第13条 総会は、この会の最高議決機関で、定期総会は年に1回通常4月に開催する。
  - 2 次の場合は臨時総会を開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の3分の1以上から会議の目的とする事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
  - (3) 第11条第5項の規定により監査役から招集の請求があったとき。

### (総会の議長)

第14条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

# (総会の成立)

第15条 総会は、会員の2分の1以上(委任状含む)の出席がなければ成立しない。

### (総会の付議事項)

- 第16条 次の事項は、総会の決議を必要とする。
  - (1) 会則の制定、変更に関すること。
  - (2) 新年度事業計画及び予算計画に関すること。
  - (3) 前年度の事業報告及び決算報告に関すること。
  - (4) 役員の選出に関すること。
  - (5) その他総会の決議を必要とする重要事項。

### (総会の決議)

- 第17条 総会の決議は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の 決するところによる。
  - 2 会則の制定、変更は、出席者の3分の2以上の多数をもってこれを決する。
  - 3 総会の決議事項は、すみやかに会員に周知しなければならない。

### (総会の議事録)

- 第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所。
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任者を含む)。
  - (3) 開催目的、審議事項及びその決議事項。
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
  - (5) 議事録署名人の選任及びその結果。
  - 2 議事録には議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が 署名押印をしなければならない。

#### (専決)

- 第19条 総会に付議しなければならない事項でも、緊急を要するため総会を招集する日時のないときは、班長会で専決することができる。
  - 2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければならない。

#### (班長会)

- 第20条 班長会は、監査役を除く役員をもって構成する。
  - 2 班長会は、この会の最高執行機関であって、総会によって委任された事項などの業務を執行し、総会に対して責任を負う。
  - 3 班長会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長とする。
  - 4 班長会の議事の決定については、会員に報告しなければならない。

# (班長会の資務)

- 第21条 この会の班長会は、次の職務を行う。
  - (1) 業務を執行するための方針に関すること。
  - (2) 総会の招集および総会に付議すべき事項に関すること。
  - (3) 財産の取得または処分に関すること。
  - (4) その他審議を必要とする重要なこと。